

魅力ある商店街づくりを応援します！

## 「宮古市商業振興対策事業費補助金」

## 制度のご案内

魅力のある商店や街づくりのために行う研修や、情報発信、経営相談事業等に対し、その事業に係る経費の一部を補助します。(宮古市が独自で行う取り組みです)

補助対象事業	事業内容	対象経費	補助率	補助上限額
1. 研修事業	消費者に魅力のある具体的な方策を定めるために行う調査や研修会等に係る経費の一部	事業経費※、講師謝礼・旅費、委託料	対象経費の 1/2以内	10万円
2. 情報提供事業	商店街マップ等の新規作成や商店街団体自らが管理運営するホームページの開設に係る経費の一部	事業経費、委託料、LAN工事費		50万円
3. 経営相談事業	主として個店の売上増加を目的とした経営コンサルティングの派遣に係る経費の一部	報償費、コンサルタント旅費		30万円
4. イベント事業	消費者を誘引することを目的とした、商店街団体等が主催するイベントに係る経費の一部	報償費、事業経費、委託料		150万円
5. 統一景観事業	連続した3店舗以上の外装を対象に、景観の統一性を図るための経費の一部	消耗品費、借損料、委託料、工事請負費、備品購入費、原材料費		
6. 新規創業者支援事業	別紙補助対象事業一覧を参照ください。			
7. 施設整備等事業	商店街団体等が設置する、4店舗以上が共同で利用する施設の設計や防犯対策に係る経費、低炭素化等のための施設等の整備に係る経費の一部	設計委託料、消耗品費、委託料、工事費、備品購入費、原材料費	対象経費の 1/2以内	150万円
8. 商業活性化補助金活用支援事業	商業の活性化の促進を目標とした国等の補助金を活用し、商店街団体等が行う事業の実施に係る経費の一部	事業実施にあたり必要とされる経費	自己負担分に係る事業費の 1/2以内	
9. 買物弱者対策支援事業	商店街団体等が実施する買物弱者対策のための事業に係る経費の一部	店舗賃借料、消耗品費、印刷製本代、工事費、備品購入費、原材料費、借上料	当該事業費の 1/2以内	
10. 事業拡大等事業	別紙補助対象事業一覧を参照ください。			

※事業経費：会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、通訳・翻訳料、原稿料、消耗品費、借損料、雑役務費

補助対象事業	補助対象事業者
1. 研修事業	① 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合  ② 中小企業等協同組合法第3条第1項に規定する事業協同組合で、組合員の1/2以上が小売商業等に属する事業を営むもの  ③ 店舗等が一定の地域に近接して連続し、又は地域的にまとまり、買い物の場としての機能を果たしている商店街を構成している中小企業者等の団体で、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定しており、その構成員が共同して組織的な活動を行っている任意組織団体  ④ ①から③に掲げる団体の構成員であり、補助対象産業を営む中小企業者等で、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定している4事業者以上の任意の団体で市長が認めるもの。
2. 情報提供事業	
3. 経営相談事業 (※注1)	
4. イベント事業	
5. 統一景観事業 (※注2)	
7. 施設整備等事業	
8. 商業活性化補助金活用支援事業	
9. 買物弱者対策支援事業	
(6. 新規創業者支援事業、10. 事業拡大等事業については別紙補助対象事業一覧を参照ください。)	

※注1：経営相談事業については、①から③の団体の構成員であり、補助対象産業を営む中小企業者等

※注2：統一景観事業については、①から③のほか、①から③に掲げる団体の構成員であり、補助対象産業を営む中小企業者等で、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定している3事業者以上の任意の団体

## 申請に必要なもの

- ① 申請書 (様式第1号)
- ② 事業計画書 (様式第2号)
- ③ 収支予算書 (様式第3号)
- ④ 補助対象となる経費がわかるもの (見積書、契約書等)
- ⑤ 当該対象事業者に係る市税の納税証明書
- ⑥ 定款、規約等、事業者名簿 (商店街振興組合、事業協同組合の場合)
- ⑦ その他申請にあたり必要な書類

※申請書・事業計画書は市商業振興課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます

## 備考

- ・補助対象期間は、同一の事業について1年を限度とする
- ・補助金の交付申請は、事業を実施した年度と同一年度に行うものとする
- ・同一年度内において、同一商店街団体等の申請は、1回限り

## 問い合わせ

宮古市商工労働部 商業振興課(市役所2階)

電話:0193-68-9092

MAIL: shogyo@city.miyako.iwate.jp